

習志野市ふるさと産品業者会々則

1. 目的・・・習志野市ふるさと産品の販路拡大・販売促進をすることにより習志野市をPRし、商業および観光の振興・発展を図る。
2. 名称・・・この会は「習志野市ふるさと産品業者会」と称する。
3. 事業・・・(1) 販路拡大・販売促進に関すること。
(2) 新製品の研究・開発に関すること。
(3) ふるさと産品の推奨・広報宣伝に関すること。
(4) その他、目的達成に関すること。
4. 組織・・・会員は、ふるさと産品認定品を取り扱う業者で組織する。
5. 役員・・・会に次の役員を置き、役員は互選によって決定する。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 1名
ただし、副会長は会計を兼務する
6. 会費・・・業者会の運営費として月額2,000円を徴収する。
新会員については、会計年度の残月分を徴収する。
会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。
7. 事務局・・・会の事務局を習志野市商工振興課内に置く。
8. その他・・・その他、必要な事項は会長が会員と協議をし決定する。

付 則

この会則は、平成8年11月1日から施行する。